

令和 6 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 7 年 12 月
仙台国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

(注) 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は470件（対前事務年度比101.1%）、追徴税額は32.3億円（同98.1%）でした。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	465	470	101.1
②	申告漏れ等の非違件数	件	379	373	98.4
③	非違割合 (②/①)	%	81.5	79.4	▲ 2.1
④	重加算税賦課件数	件	39	45	115.4
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	%	10.3	12.1	1.8
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	億円	139	148	106.4
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円	9.4	9.8	104.1
⑧	追徴税額	本税	億円	27.9	96.9
⑨		加算税	億円	4.4	106.4
⑩		合計	億円	32.3	98.1
⑪	1 実件 地当 たり 調査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	万円	3,145	105.2
⑫		追徴税額 (⑩/①)	万円	687	97.0

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

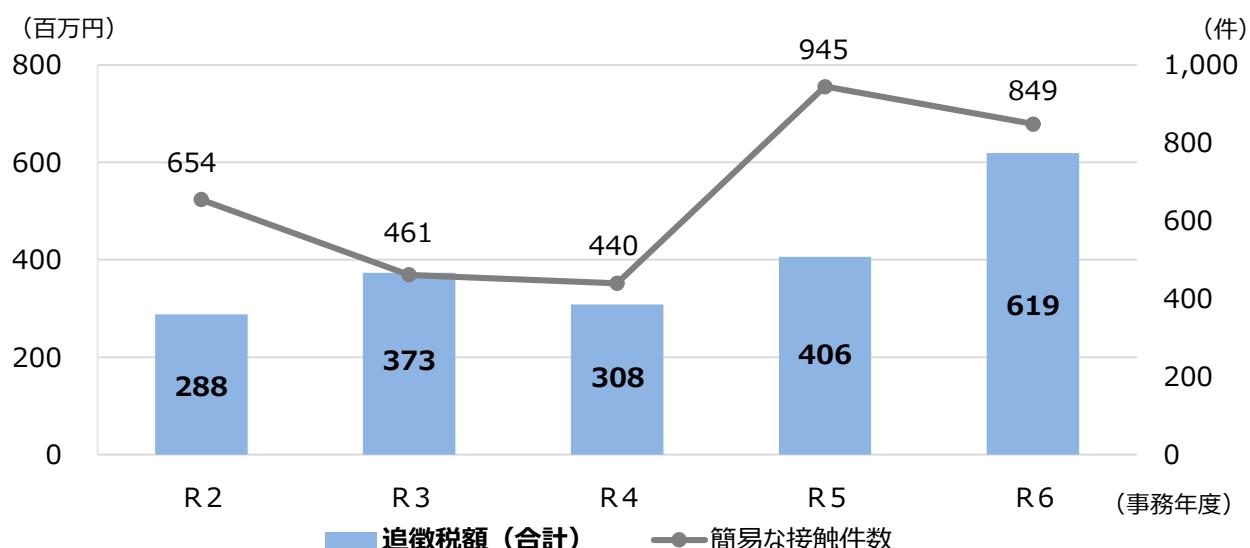
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、接触件数は849件（対前事務年度比89.8%）、申告漏れ等の非違件数は337件（同115.4%）、申告漏れ課税価格は6,346百万円（同164.0%）、追徴税額合計は619百万円（同152.5%）でした。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	件	945	849	89.8
②	申告漏れ等の非違件数	件	292	337	115.4
③	申告漏れ課税価格	百万円	3,869	6,346	164.0
④	追徴税額	本税	百万円	596	154.4
⑤		加算税	百万円	24	115.4
⑥		合計	百万円	619	152.5
⑦	1 簡易な接触件数	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円	747	182.5
⑧		追徴税額 (⑥／①)	万円	73	169.7

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

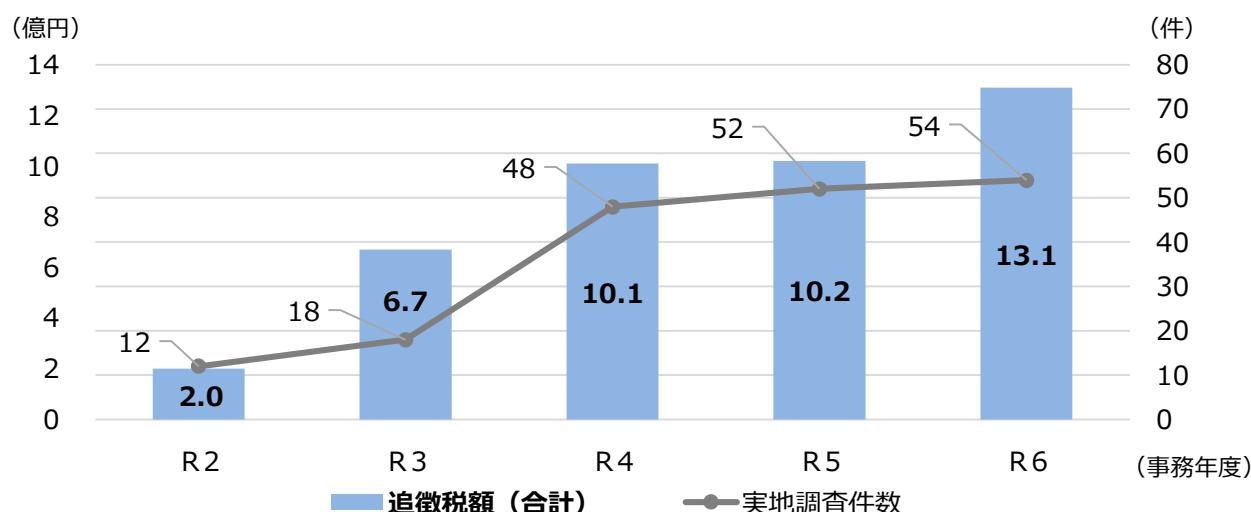
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、追徴税額は13.1億円（対前事務年度比129.1%）と増加し、公表を始めた平成21事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件 52	件 54	% 103.8	
②	申告漏れの非違件数	件 45	件 44	%	
③	非違割合 (②/①)	% 86.5	% 81.5	ポイント ▲ 5.1	
④	申告漏れ課税価格	億円 58	億円 73	% 124.5	
⑤	追徴税額 本税	億円 8.7	億円 11.2	% 128.8	
⑥	加算税	億円 1.5	億円 2.0	% 130.8	
⑦	合計	億円 10.2	億円 13.1	% 129.1	
⑧	1実件地当たり 調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	万円 11,225	万円 13,462	% 119.9
⑨		追徴税額 (⑦/①)	万円 1,957	万円 2,433	% 124.3

○ 相続税の無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税の実地調査の状況

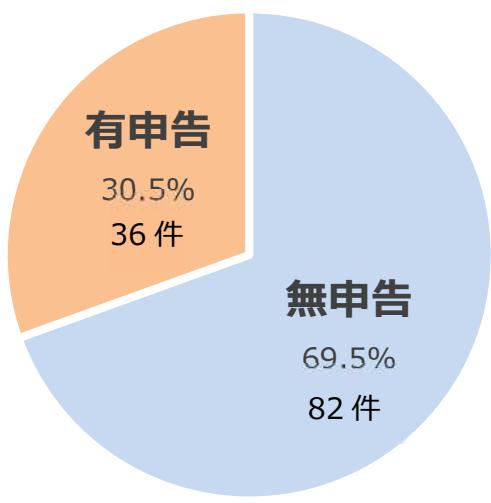
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は131件（対前事務年度比87.3%）、追徴税額は1.1億円（同50.9%）でした。

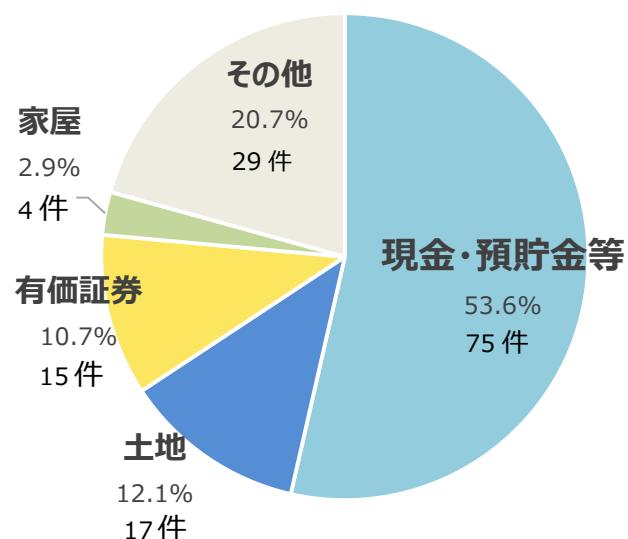
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	150	131	87.3
②	申告漏れ等の非違件数	件	146	118	80.8
③	申告漏れ課税価格	億円	8	5	61.9
④	追徴税額	億円	2.2	1.1	50.9
⑤	1実地当たり調査	申告漏れ課税価格 (③)／①)	万円	557	395
⑥	申告漏れ課税価格 (③)／①)	万円	149	87	58.3

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



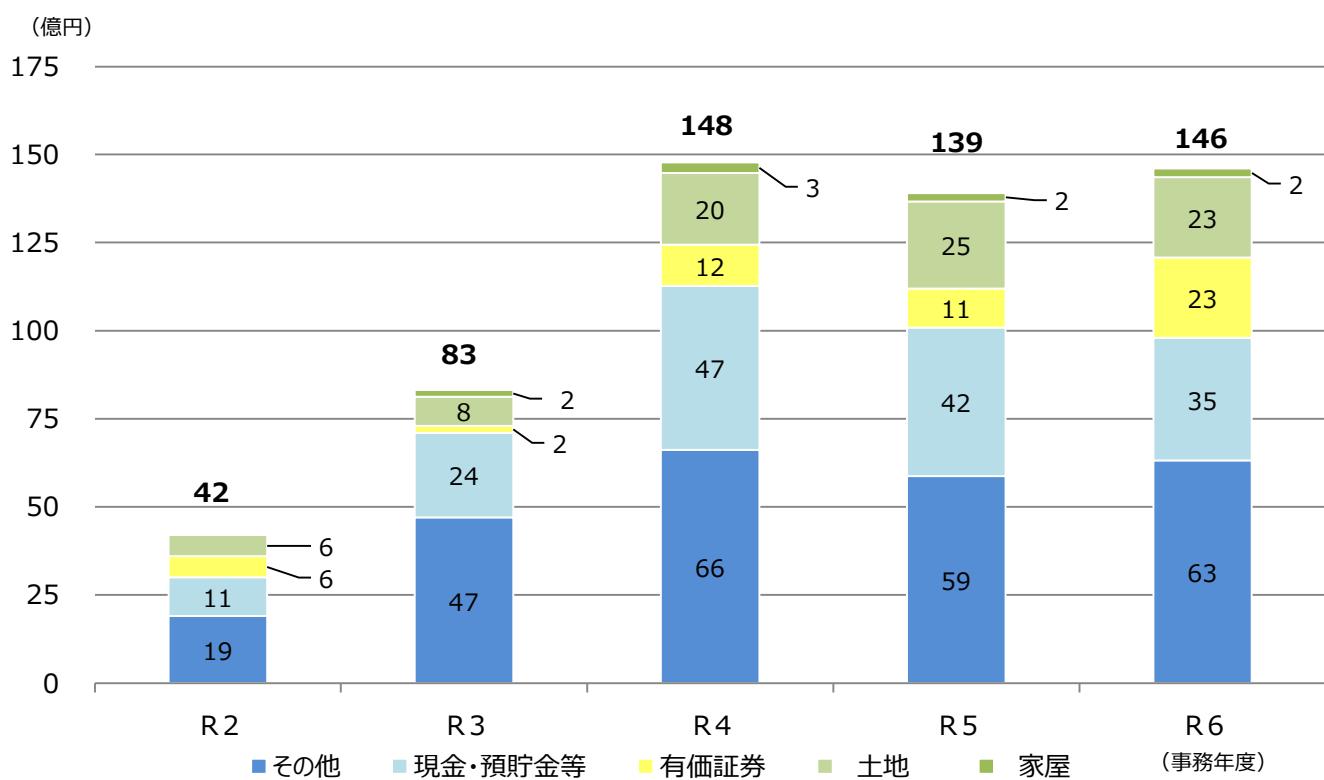
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、
それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

III 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

